

## COP6 の結果

1. 今回の気候変動枠組条約第 6 回締約国会議（COP6、2000 年 11 月 13 ～ 25 日、オランダ・ハーグ）では、京都議定書の具体的実施ルールを決定することを予定していた。同議定書発効の条件を整える上でも重要な会議であり、各国精力的な交渉を重ねたにも関わらず、十分な合意をみるに至らなかった。
2. 吸収源の取扱は、今回会合の一つの論点であり、排出削減目標達成にあたって、吸収源の適用をどの程度まで認めるかについて、アンブレラグループ（日米加等の非 EU 先進国）、EU、及び G77 + 中国（途上国グループ）の間で、意見の調整に至らなかった。具体的には、以下が争点となった。
  - ①吸収量のスケール（排出削減目標に対する規模）
  - ②第 1 約束期間における吸収源の適用の範囲
3. また、吸収源を CDM（クリーン開発メカニズム）の対象とするかについても、吸収源 CDM に賛成のアンブレラグループ、中南米諸国等と、反対の EU、中国等が対立しており、合意に至っていない。
4. 今回会合で合意に至らなかったため、本年 5 ～ 6 月に COP6 再開会合を開催することが提案されているところである（なお、米国の政権交代後の体制未整備等から、7 月以降に延期の可能性もあり。）  
次回の再開会合に向けて、林野庁としても関係省庁と連携しつつ、対応を検討していく予定である。
5. なお、全体としては合意に至らなかったものの、吸収源について概ねコンセンサスが得られた部分は、次の通りである。
  - ① 自然起因による吸収量の分離については、割引率の適用により対処
  - ② 3 条 4 項の「追加的人為的活動」の適用対象範囲として、ア. 森林経営、イ. 農耕地管理、ウ. 放牧地管理、エ. 植生回復、を明示
  - ③ 「森林経営」は、森林の有する多様な機能の将来にわたる発揮を念頭に実施する活動、との理解
  - ④ 森林による吸収量の計上の対象範囲は、幹及び枝葉等の地上バイオマス、根系等の地下バイオマス、腐植や枯死木及び土壌炭素を含む